

平成23年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日時：平成23年8月23日（火）13時00分～15時

場所：社会福祉センター地下 会議室

出席者

会長	藤原敬悟	医師
副会長	兼坂誠	社会福祉協議会
委員	釧地平子	民生委員・児童委員
委員	瀬尾潔	ボランティア団体
委員	鳥塚キミ子	高齢者クラブ
委員	内川浩明	施設介護サービス事業者
委員	大野哲義	在宅介護サービス事業者
委員	濱田はるみ	公募市民
委員	中川絹子	公募市民
委員	時得ひろみ	公募市民
委員	芦崎徹	公募市民
委員	能代裕	公募市民
委員	松山毅	学識経験者

事務局出席者

・福祉部	部長	川根紀夫
・高齢者福祉課	課長	菅井康成
(生きがい支援班)	副主幹(班長)	清宮勝弘
	主査補	阿部徳彦
	主任主事	藤村和範
(包括支援班)	副主幹(班長)	立田悦子
(介護予防班)	主査(班長)	田中綾子
・介護保険課	課長	櫻井正行
(給付管理班)	副主幹(班長)	大野隆夫
	主査	堀越一禎
	主査補	高田孝司
(給付班)	副主幹(班長)	島村美恵子
	主査補	足立澄子

欠席者

委員 秤屋尚生 歯科医師

傍聴者：1名

<p>開会 菅井高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻でございますので始めさせていただきます。高齢者福祉課長の菅井でございます。よろしくお願ひします。 はじめに、8月1日付けで人事異動がございました。担当で一部変わってございますのでご紹介いたします。 高齢者福祉課 地域包括支援班の班長が、立田になりましたのでご報告申し上げます。 それでは会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。 ・会議次第 ・資料1 計画策定の基本的条件について ・資料2 介護保険サービスについて ・資料3 市内事業者 ・資料4 市外地域密着型サービス事業所の指定について 以上でございます。</p>
<p>川根福祉部長</p>	<p>それでは、ただいまより、平成23年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。 はじめに福祉部長より挨拶申し上げます。 本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日まで</p>

<p>高齡者福祉課 長</p>	<p>の期間、それぞれ部会が設けられ、ある意味で今日から計画の根幹の議論に入っていくということですが、市民の安全・安心の街づくりといったところで、要介護状態になっても安心して暮らせるための柱がこの計画であります。貴重な議論になるかと思いますので、忌憚の無いご意見の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、規定によりましてこれから議事に入りますので、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>藤原会長</p>	<p>それでは、まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の会議には傍聴人がみえております。本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。本日の会議については傍聴を認め、会議を公開することによろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 委員了承～</p>
<p>議事(1) 会長</p>	<p>それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">『議 事 (1)』 計画策定の基本条件について</p>
<p>高齡者福祉課</p>	<p>それでは、「議事(1)計画策定の基本条件について」ですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課生きがい支援班 清宮です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、65歳以上の人の介護保険料につきましては、介護保険計画の中で、3年ごとに見直しが行われ、市区町村ごとに今後3年間のサービス料を推計し、費用を算出して保険料に反映されることとなります。本日、第5期介護保険計画における介護保険料等についてご検討をいただく予定でしたが、それらを算出いたしますワークシートについて国からの提供が遅れ、今回の懇話会に間に合わなかったことを、初めにお詫び申し上げます。</p> <p>次に、アンケート調査の中間報告でございますが、「高齢者(一般高齢者)アンケート調査」及び「要介護(要支援)認定者サービスアンケート調査」の2種類を7月15日付けで発送し、その後、お礼状と督促を兼ねた通知を7月25日に発送しました。</p> <p>その結果、8月17日現在の回収数は、高齢者(一般高齢者)アンケート調査は774件、要介護(要支援)認定者サービスアンケート調査は666件、全体で約72%の回収率となっております。</p>

それでは、議事1の「計画の策定の基本条件について」説明させていただきます。お手元の資料1をご覧くださいと思います。

資料1(1)高齢者人口の推移と将来推計につきましては、第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画の9ページから13ページ及び56、57ページに記載しておりますところの、平成20年以降のデータでございます。

はじめに、(1)高齢者人口の推移と将来推計は、現計画に記載されておりますものでございます。

次に、(1)-1高齢者人口実績値は、平成20年からの推移でございますが、現計画と平成23年度7月末のデータを比較しますと、推計値では、人口の減少が見込まれておりましたが、年少人口の増加がありましたことから、若干ではありますが、全体で人口が増加しております。

また、65歳以上人口、65歳から74歳人口につきましては、推計値よりも下回っておりますが、75歳以上の後期高齢者人口は推計値を上回っております。

なお、日常生活圏域ごとの数値ですが、65歳以上の人口は佐倉地区が約7,700人、臼井地区が約7,500人、志津地区が16,500人、根郷地区が約4,600人、和田地区が約600人、弥富地区が約580人、千代田地区が約2,000人となっております。

次に、(2)要介護(要支援)認定を受けている人数でございますが、認定率では、緩やかに増加しておりますが、高齢者人口の増加とともに、毎年、100人~300人程度、認定者数が増加しております。

次に、介護保険を利用しております状況についてですが、(3)居宅介護(介護予防)サービス受給者数(4)地域密着(介護予防)サービス受給者ともに、増加しております。

次の(5)施設介護サービスについては老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですが、平成22年度に南部圏域に新規の特養が設置されたことによる上昇がみられます。今年度、100床の特養が2箇所、10月と11月に、開設いたしますことから、広域型の施設でございますので、佐倉市民の方で170~180人ぐらいの利用が見込まれております。

これらを踏まえまして、この度の計画の見直しにおける課題といたしましては、高齢者人口の増加に伴い、平成22年10月のデータではございますが、一人暮らし高齢者世帯は7,029世帯、2人世帯は7,407世帯、その他の高齢者世帯は、12,558世帯、全体で26,944世帯となっており、今後も、増加傾向にあると推測されます。

そして、前回、説明させていただきましたが、地域包括支援センターにつきまして、高齢者人口増加に対し、地域包括支援センターの設置基準の3,000人~6,000人に対して保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に関する職員配置に追いついてないところでございます。

現計画の中でも、現在、日常生活圏域を5圏域とし、地域包括支援センターを5箇所設置しているところでございますが、当面、この5圏域を細分化するには、財源の問題、人材の問題等もありますことから、地域包括支援センター職員の増員で考慮していくものと考えております。また、一人暮らし高齢者・高齢者世帯等への具体的な対応につきまして、併せて、委員の皆様

	<p>のご意見等をいただければと思います。 以上で説明を終わりにさせていただきます。</p>
会 長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。 なお、お願いでございますけれども、ご発言の時ですけれども、録音しておりますので、挙手をして、お名前の方を、ひとつよろしくお願いいたします。</p>
A 委員	<p>地域包括支援センターの設置は日常生活圏域毎ということですが、これを 変更する場合どのような手続きや基準になりますでしょうか。比較論になる と思いますが、全体の圏域を見直すとか、職員を増やすかということで内容 にもよりますが。</p>
高齢者福祉課	<p>志津地区は京成線で区切っておりますが、臼井・千代田圏域を例えば京成 線で区切るとなると難しいところもございます。また、地域包括支援センタ ーの設置についても1箇所約2,000万円程度かかりますし、始まってまだ 数年でございますことから、現在の形を継続する中で内容を充実させるとい う考えの方が適切ではないかと思っております。</p>
A 委員	<p>たしかに、私は今のところ、人口割りで職員を多少変えるとか、あるいは 新しい用務を追加することで宜しいのではないかと思います。</p>
高齢者福祉課	<p>事務局といたしましては、そのような形で懇話会としてご意見をいただい ければと思います。</p>
A 委員	<p>参考までにですが、地域包括支援センターの中では相談件数ですとか、参 加者の人数とか、数字で比較されております部分がありますが、それぞれ地 域の特性や相談内容の難易度が違うということ、付け加えてお伝えいたし ます。</p>
B 委員	<p>人数を増やすということですが、私も拠点を増やすより、職員の数を増や した方が良いと思います。ただ、前回、地域包括支援センターの経営状態を 聞いた時、なかなか厳しい状況にあると伺いましたが、経営の面に対しては どのようにお考えでしょうか。</p>
高齢者福祉課	<p>市の財政状況もございますし、また、地域包括支援センターの設置事業者 においても、それぞれのお考えの中で運営をしていただいておりますことか ら、皆様のご意見をいただく中で、引き続き検討してまいります。</p>
C 委員	<p>この間のお話しですと、現実的に法人が背負ってしまっていると思うんで すね。支出と収入のバランスが取れていないと思うので、この場で職員がい っぱい居たほうが良いと言っても、運営をしている法人との話し合いや市と</p>

<p>高齢者福祉課</p>	<p>のバランスの中で良い方策を進めていかなければならないと思います。</p> <p>おっしゃる通りかと思います。毎年度契約を更新しておりますので、その中で事業者と話し合いをさせていただいておりますし、日常的な部分で担当と話しを聞いている中での調整を図ってきている所でございます。今年度3年目になりますが、2年目までは同額で契約を行ってまいりましたが、今年度から若干差をつけて契約をしております。おっしゃる通りこの場でこれをどうしなさいと言うことは確かに出来ないのかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>高齢者人口が増えておりますので、職員の人数や施設も増やしていかなければならないのが現実的で総論かと思いますが、各論的に申しますと施設の経営状態も非常に厳しいかと思いますが、その所でどう接点を見つけていくのかが今後の問題になっていくのかと思います。具体的にこの場でどうこうということは確かに難しいのかと思います。</p>
<p>D 委員</p>	<p>地域包括支援センターの設置基準が3,000人~6,000人を対象にということで、実態としてはその設置基準は超えておりますが、対応能力があるのかという観点からも考える必要があるのかと。また、高齢化率と後期高齢化率ということで、高齢化率は65歳以上という捉え方、後期高齢化率は75歳以上ということによろしいですね。それと介護保険利用率ですが、約80%ですが、残りの20%についてはどういう方達になるのでしょうか。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>まず高齢化率についてですが、こちらは全人口に対する65歳以上の割合でございます。後期高齢化率については全人口に対する75歳以上の割合でございます。次の1号被保険者利用率介護保険利用率について、認定は受けたが利用していない方が約20%弱おりますが、認定は受けたが現在は人の手が足りているとか、認定を受けた段階でまだ入院中、あるいは逆に介護を使っていたが今は入院中であるという方もおりますので、このような数値となっております。</p>
<p>E 委員</p>	<p>地域包括支援センターについてですが、圏域は増やさないで職員を増やして対応するということでしたが、地域によって遠い箇所もあるかと思いますが、不便という市民からの声は無いのですか。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>たしかに南部地区は人口は少なく、ただ面積は極めて広い地域ですが、とくに不便という声は聞いておりません。市といたしましては、地域包括支援センターには色々な場所へ出て、様々な取り組みを行ってほしいと思います。</p>
<p>F 委員</p>	<p>第5期の計画を作るにあたって、市としてこれから佐倉の高齢者福祉をどう進めていくのかという方針が絡んでくると思うんですね。例えば高齢化率が増えてきている中で、要介護認定を出来るだけ遅らせるために、特定高齢者の方や要支援状態の方を支援していくための仕組みを充実させていきます、</p>

	<p>という方針であれば、介護予防の取り組みですとか、地域包括支援センターの役割が重要視されてくると思いますし、そうすると現在の地域包括支援センターで市の方針に応えられるのか、場合によってはもう1箇所増やすとか、あるいはサテライト的な形で何か巡回相談所みたいなものを作って対応しますとか、何かその辺りの大きな方針が見えてくると、もう少し議論しやすくなるのかと思います。</p> <p>それともう一つ、地域包括支援センターの機能として、地域の相談がある時に、地域包括支援センターだけが相談の場であるとは限らないと思います。南部にも地域福祉センターや老人福祉センターがありますし、地区社会福祉協議会単位で相談窓口を作ろうという計画もございますので、そういう所と連携していきながら、比較的初期の相談とかを中心に行い、より専門的な相談については地域包括支援センターに繋げる等の相談体制の仕組みを改めて考えると、地域包括支援センターを増やさなくても相談機能の充実が可能になるかと思います。</p>
D委員	<p>やはり近くにケアマネジャーなり相談所があれば非常に便利で、そこで対応できなければ地域包括支援センターに繋ぐ仕組みが私も必要かと思いません。</p>
G委員	<p>私はやはり最初の初期に行くべきは、地域包括支援センターかと思えます。それとケアマネジャーは予防プランもたてると思いますが、一人あたり何人が限度でしたでしょうか。</p>
高齢者福祉課	<p>ケアプランをたてる人数ですが、一人あたり18人が限度となっております。</p>
G委員	<p>私は一番最初に高齢者に接するのは地域包括支援センターだと思えますので、やはりそこを充実させてほしいと思っております。</p>
H委員	<p>相談ということで、やはり気軽に行ける雰囲気が必要かと思いますが、地域包括支援センターは気軽に話しを聞いてもらえる雰囲気になりつつあるかと思えます。</p>
福祉部長	<p>市としての方針が基本にあってということですが、広い範囲で相談の体制がまだ準備出来ていないということが、ある意味では介護保険の地域包括支援センターに集約され、そういう見方になってしまいますと、地域包括支援センターが大変になってしまうのかと思います。ただ、民間で高齢者・障害者のことで相談できるようになってから年数が浅く、実は市でもどういう形でどのようにしていけば良いのかという方向がまだ定められておりません。どちらかという縦割りで何とかやろうとしている状況にあります。その上で、地域包括支援センターをめぐる基本的な方向をどう捉えようということですが、地域包括支援センターの基本的な方向は当然介護予防がありまして、健康寿命と平均寿命の間が国では6.4年というデータがあります。その</p>

<p>会 長</p>	<p>ため、この6.4年をどれだけ短くできるかが課題であると考えております。</p> <p>この他に何かございませんでしょうか。ございませんでしたら次に移りたいと思います。</p> <p>『議 事 (2)』 計画策定の基本条件について</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは続きまして、議事2に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>介護保険サービスについて、ご説明申し上げます。</p> <p>資料2 介護保険サービスにつきましては、現計画の58ページ～98ページまでに関するもので、平成20年度～平成22年度までのサービス別介護保険料利用実績でございます。</p> <p>それでは、「資料2 介護保険サービスについて」と「資料3 市内事業者」の両方を見比べながら進めさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>最初に(1)居宅サービス分です。</p> <p>訪問介護ですが、市内事業者数は33事業者でございます。その内訳は、資料3の市内事業者でございます。給付費については、居宅サービス、介護予防サービス共に増えております。</p> <p>訪問入浴介護ですが3事業者でございます。居宅サービスは増加しておりますが、介護予防サービスにおいては平成20年度と比較しますと減少傾向にあります。</p> <p>訪問看護ですが5事業所ございまして、給付費、回数、人数共に増加傾向にあります。</p> <p>訪問リハビリテーションですが2事業所ございまして、同様に給付費、回数、人数共に増加傾向にあります。</p> <p>居宅療養管理指導ですが217事業所ございまして、居宅サービス、介護予防サービス、共に、給付費、回数、人数は増加傾向にあります。</p> <p>通所介護ですが、39事業所ございます。1日809人の受入れ体制がございます。居宅サービス、介護予防サービス共に、居宅サービス、介護予防サービス共に、給付費、回数、人数は増加傾向にあります。</p> <p>通所リハビリテーションですが5事業所ございます。居宅サービス、介護予防サービス共に、給付費、回数、人数は増加傾向にあります。</p> <p>短期入所生活介護ですが、11事業所でございます。1日198人の受入れ体制があります。全体的に利用が増加しており、居宅サービスの利用回数が増加しております。</p> <p>短期入所療養型ですが、4事業所ございます。予防介護サービスの利用給付費が増加傾向にあります。</p> <p>特定施設入居者生活介護ですが1事業所でございます。給付費・人数共に横ばい状況にありますが、施設入居者の利用頻度が高くなっている傾向が見</p>

受けられます。

福祉用具貸与ですが 16 事業所ございます。給付費・利用人数共に増加傾向にあり、特に、予防サービス給付費に増加の傾向が見受けられます。

福祉用具販売ですが 14 事業所ございます。福祉用具の貸与に比べ、利用人数は少ないものの、増加傾向にあります。

続きまして、(2) 地域密着型サービスでございます。

夜間訪問サービスですが 1 事業所でございます。平成 21 年度から事業開始したところでございますが、「介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で示されています、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスとして位置づけされております事項でもございます。

認知症対応通所介護ですが 3 事業所ございます。利用人数、利用回数もほぼ横ばいですが、今後、認知症対策の重要拠点となるものと考えております。

小規模多機能型居宅介護ですが 1 事業所ございます。利用人数、給付費も増加傾向にありますが、今後の地域包括ケアの実現を目指す上で、重要拠点となるものと考えております。

認知症対応型共同生活介護ですが 6 事業所ございます。利用人数、利用回数もほぼ横ばいでございます。

地域密着型特定施設入居者生活介護ですが 2 事業所ございます。利用人数、給付費も増加傾向にあります。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護につきましては、事業所がありませんことから、給付費はございません。

続いて(3) 住宅改修につきましては、利用人数、利用回数もほぼ横ばいの状態となっております。

(4) 居宅介護支援ですが 44 事業所ございます。今後、ケアマネジャーの資質の向上を図っていかなければならないものと考えております。

(5) 介護保険施設サービスでございます。

老人福祉施設ですが 6 事業所ございます。

老人保健施設ですが 4 事業所ございます。

療養医療施設ですが 1 事業所ございます。

保険料の給付費については、第 4 期計画策定時の見込額と実績値につきましては、平成 20 年度は 90.8%、平成 21 年度は 90.3%、平成 22 年度は 95.4% となっております。

続きまして 5 ページになります。

第 4 期計画中の施設整備計画(平成 21 年度～23 年度)に示しております事項につきましては、全て公募を行っております。

その中で、「介護老人福祉計画：特別養護老人ホーム」の整備については、計画期間中では、定員 100 名施設を 1 箇所としておりましたが、結果的に定員 100 名の施設を 2 箇所設置しております。これは、地域密着型サービス介護老人福祉施設入所者生活介護施設を 4 箇所予定しておりましたが、応募が無かったため、その定員分を充てたものとなっております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設を除いた地域密着型サービスですが、小規模多機能型居宅介護は、臼井千代田圏域を除く各生活圏域に 1 箇所ずつ設置予定しておりましたが、結果は 0 件でした。また、認知症対応型通所介

	<p>護につきましては、各生活圏域に1箇所ずつ設置を予定しておりましたが、結果は0件でした。</p> <p>下の欄を見ていただきますと、平成24年～平成26年の3年間の施設整備の最大数を一番下の段に示しております。施設整備についての考え方につきましては、地域包括ケアに基づく推進として、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域や住まいで日常生活圏域ごとに設置することが望ましいと考えます。また、特別養護老人ホーム設置に関しましては、日常生活圏域の考え方に添って設置するもので、施設設置においては付帯施設として、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所施設と一体となった整備が必要と考えますが、これは、先の大震災を教訓として、常日頃から、地域施設と要援護者等の繋がりを持つことにより、いざという時にも地域と施設が結びつかなければ、対応が難しいのでは無いかとの意見もありましたことからでございます。</p> <p>資料の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
B 委員	<p>資料2の2ページですが、短期入所療養型で平成22年度急激に伸びております箇所と福祉用具貸与も金額が上がっておりますが、これはどのような理由で上がっているのか伺います。</p>
介護保険課	<p>確かに短期入所療養型ですが、平成20年度平均値が8,264円ですが21年度4,092円と急激に下がり、22年度に15,292円とまた急激に上がっており、本来一人当たりの数値はそこまで大きく変動しないものですので、恐らく数値の間違えかと思っておりますので、確認次第、訂正させていただきます。福祉用具貸与につきましては恐らく利用人数の方が急に半減しておりますので、こちらにつきましてももう一度精査いたしまして、お示ししたいと思います。申し訳ございません。</p>
B 委員	<p>佐倉市に介護付きの賃貸住宅がどれくらいあるのか伺いたいのですが。</p>
高齢者福祉課	<p>介護付き有料老人ホームであれば、市内に地域密着型が2箇所、広域型が1箇所の計3箇所ございます。高齢者専用賃貸住宅は佐倉市には今のところございません。</p>
D 委員	<p>29人以下の特別養護老人ホームは佐倉市は0ということですが、近隣他市では整備されているのでしょうか。それと2ページの特定施設入居者生活介護について、事業所は1事業所ということですが、金額が3億4千万円から4億円近くとなっております。これは全てその事業所に行っている金額なのか教えてください。</p>
高齢者福祉課	<p>地域密着型特別養護老人ホームですが、手元に他市の状況資料がありません。</p>

	<p>んが、整備されている事業所はございます。近隣ですと八千代市や四街道市で整備されている状況でございます。佐倉市におきましては、平成 18 年に地域密着型という考え方を示されてから公募を行ってきましたが、なかなか手が挙がらない状況でございます。最大の原因といたしましては、当然事業として運営を続けていかなければなりません、29 人以下という縛りがあるため、経営を伸ばす事が難しいということが現状だと思われま。それと特定施設入居者生活介護についてですが、これは一般的には介護付き有料老人ホームと呼ばれているものですが、佐倉市内には 1 箇所ございますが、1 箇所に対してお金が全部流れているわけではございません。特定施設へ住所を移した場合、元の市区町村が引き続き保険者になるというルールがございまして、佐倉市外の特定施設に入られる方も多くおりますので、1 施設ではございますが、金額がこれだけかかっているということはそういった現状を踏まえております。</p>
I 委員	<p>来年の 4 月から高専賃、高優賃という名称が使えなくなり、新たにサービス付き高齢者住宅が創設されましたが、サービス付き高齢者住宅は 3 ヶ年計画においてどの程度盛り込むのか、それともう一点、これは非常に問題になっておりますが、住所地特例が取れない生活保護者等が市に入ってきてまいりますと、市の保険財政は圧迫するわけですが、そういった面に対する予防策はお考えなのかお聞きします。</p>
高齢者福祉課	<p>高齢者住宅につきましては、アンケート調査の内容を踏まえて検討してまいります。基本的にサービス付き高齢者住宅については市街化区域の中で整備していただき、市街化調整区域においての整備は避けていただきたいと考えております。</p>
I 委員	<p>わかりました。佐倉市で例えば 1 箇所という制限がありますと早いもの勝ちになってしまいますので。あと佐倉市には高専賃はありませんが、高専賃等において住所地特例が無い方の予防策をお考えいただいていた方がよろしいのかと思います。</p>
G 委員	<p>サービス付き高齢者住宅のサービスとはどのくらいまでの内容を言うのでしょうか。</p>
I 委員	<p>これは簡単に言うと相談員が一人いれば良いもので、24 時間見守りという形では無く、連絡が取れる体制になっていれば良いものです。</p>
高齢者福祉課	<p>居室の広さが 25 m²以上、8 時半から 17 時まで見守りの人が一人つき、いない間は緊急通報等で緊急時の連絡が入り、職員が対応すれば良いというものでございます。</p>
D 委員	<p>サービス付き高齢者住宅ですが、バリアフリー抜きには整備が考えられないのですが、そういう面で実際行政の中でこれから建てる住宅について、建</p>

	<p>築課と福祉部の方で話し合いの場等はあるのでしょうか。</p>
介護保険課	<p>市の住宅施策の中で計画を作成する予定でして、その中で福祉部も当然関わっていきます。建築指導課が中心となって作成いたしますが、その中で高齢者だけではなく、障害者の方についても計画の中に盛り込んでまいります。</p>
福祉部長	<p>先程質問がありました生活保護についてですが、生活保護は現住地主義でして、介護保険とは若干、相矛盾する制度でございます。佐倉市にサービス付き高齢者住宅が出来ますと、佐倉市のサービス付き高齢者住宅に入り、そこから佐倉市の特養に行きますと、佐倉市の負担になります。それについての対応策は今の所考えておりません。もう少しお時間をいただければと思います。それとサービス付き高齢者住宅について、どのように整備するのかということですが、こちらは介護保険法の事業ではありません。厚生労働省・国土交通省の共管事業でございます。今回の計画に盛り込む場合、どのように盛り込めばよいのかを現在、事務局は頭を悩ませているところでございます。そのため、具体的な内容についてはもう少しお時間をいただければと思います。</p>
会 長	<p>どうもありがとうございました。他にはご質問等よろしいでしょうか。</p> <p>『議 事 (3)』 その他について</p>
会 長	<p>それでは、議事(3)その他に入らせていただきたいと思っております。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
介護保険課	<p>介護保険課の高田でございます。資料4をご覧ください。内容につきましては、市外の地域密着型サービス事業所の指定についてでございます。何故こちらで皆様のご意見を頂くのかと申しますと、介護保険の地域密着型の指定について被保険者や関係者の意見を反映させなければならないものとなっております。懇話会の中に意見を反映させる機能として、地域密着型サービス運営委員会という機能を持たせてありますので、こちらの会議に諮った上で指定という形になりますので、議題に挙げさせていただきました。</p> <p>経緯といたしましては、成田の有料老人ホームにおられます方が、成田市の地域密着型サービスを使いたいという希望がありまして、そちらの施設でしか適応できないという限定的な条件がありまして、本来であれば佐倉市であれば佐倉市内の事業所を利用することになりますが、特例として佐倉市の方として保険給付を行うために、成田市の事業所を指定いたしまして、実際は地域生活は成田に住んでらっしゃる方ではございますが、サービスを使えるようにしたいと考えているところでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、</p>

<p>会 長</p>	<p>たらお願いいたします。</p> <p>これについて何か具体的な問題点等はあるのでしょうか。</p>
<p>介護保険課</p>	<p>既に成田市の方で事業所が始まっており、指定も受けておりますので、事業所運営について問題はございません。成田市の方へは事務を進めていく中で地元市町村に同意を得るという作業は当然ございますが、当懇話会で同意を得ないで成田市へ話しをするのはおかしなことになるので、先にお話しをさせていただきました。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。他にご質問等よろしいでしょうか。</p> <p>それでは事務局よりその他はございますか。</p>
<p>高齢者福祉課</p>	<p>次回につきましては、高齢者福祉検討会・介護保険検討会それぞれの検討会を予定しておりましたが、今回、アンケート調査結果報告や介護保険料の推計についてご提案できなかったことから、懇話会として開催とさせていただきたいと考えております。なお、日程につきましては、10月18日(火)午後1時から開催を予定しております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
<p>閉 会 会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。今までの件に関しまして、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがいかがでございましょうか。もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了したということで、平成23年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思っております。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p>